

# 平成24年度第1回

## 大阪府都市計画公聴会 速記録

「北部大阪都市計画道路の変更」について

- 1 と き 平成24年8月27日（月）  
午前10時開会～午前10時25分閉会
- 2 と ころ 大阪府新別館北館多目的ホール  
大阪府中央区大手前3丁目1番43号
- 3 対象市町村 島本町
- 4 出席者  
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 山田俊英  
(2) 公述聴取者 行政関係者  
(3) 公述人  
1人

## [開会]

**【司会（山本補佐）】** 皆さんおはようございます。お待たせをいたしました。只今から平成24年度第1回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府都市整備部総合計画課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

公聴会の開催にあたりまして、皆様にお願いがございます。まず、この建物は禁煙でございます。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは、公聴会を開催させていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の山田が議長といたしまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## [公聴会に関する説明]

**【議長（山田参事）】** 本日は、お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の山田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開始にあたりまして公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。

これらの原案を基に皆様のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催することとしております。

本日は、去る8月1日から8月15日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をいただいた1名の方にご意見を述べていただきます。

なお、今後の手続きについて申し上げますと、この公聴会で公述していただいた内容は、速記により記録として取りまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえたうえで、再度、関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。

都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人は、大阪府に対し都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することとなりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することとなります。この都市計画審議会の議事を経まして、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなります。

次に、本日の公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回、公述の申出がございました1件の都市計画の原案の概要について、総合計画課の担当からご説明いたします。

この説明が終わりましたら、この都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びいたしますので番号が呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。

公述の内容につきましては、公述申出のときに提出していただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をしていただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することができませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知いたしておりますが、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りいただきますようお願いいたします。なお、公述時間は30分以内でございますので、必ずしも30分間、公述していただく必要はございません。

最後に、公述人のほかご来場の皆様をお願い申し上げます。本日の公聴会は、

意見を述べていただく場でございまして、質疑応答を行う場ではございません。法令の規定により、あらかじめ、公述の申出をしていただいた方のみに公述をしていただくことになっております。皆様方には、声を出したり拍手をしたりするなどの行為は慎んでいただきますよう、お願い申し上げます。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為などがございました場合は、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この場から退場していただく場合もございますので、ご注意願います。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案につきまして、総合計画課の担当から概要を説明させます。

### [都市計画の案についての説明]

**【事務局（山野補佐）】** それでは、北部大阪都市計画道路3・6・301-3号島本中央線及び3・6・301-6号清水木半坂線の廃止素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。

そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手をされていない全ての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を昨年3月に策定しております。今回の変更素案は、その基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

まず、今回廃止を予定しております都市計画道路島本中央線についてご説明

させていただきます。本路線は、島本町域において高槻市境から国道171号に至る、主要地方道西京高槻線と一部重複して、昭和37年6月に計画延長約2,460メートル、幅員12メートルで都市計画決定され、全区間が未整備のものであります。

今回、都市計画道路島本中央線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、本路線に並行する現道の西京高槻線で対応可能な交通量であるのに加え、今後の本格的な人口減少などの社会情勢の変化を踏まえると、将来的に交通量が増えることは見込めないと考えられることから、交通処理を目的とした道路の必要性は低いものと考えております。また、現道と一部重複する区間においては、歩道が未整備のものでありますが、都市計画事業において歩道の拡幅を予定しておらず、既に計画区域内には住宅が建ち並び、水無瀬川を横断する大規模構造物が必要となることなどから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、島本中央線の全区間については、都市計画を廃止しようとするものでございます。

次に、都市計画道路清水木半坂線についてご説明させていただきます。本路線は、島本町域において、国道171号から島本町東大寺二丁目に至る、一般府道柳谷島本線と一部重複して、昭和37年6月に計画延長約1,250メートル・幅員12メートルで都市計画決定され、全区間が未整備のものであります。

今回、清水木半坂線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、一部重複する現道の柳谷島本線で対応可能な交通量であるのに加え、今後の本格的な人口減少などの社会情勢などの変化を踏まえると、将来的に交通量が増えることは見込めないと考えられることから、交通処理を目的とした道路の必要性は低いものと考えております。また、現道と一部重複する区間においては、歩道が未整備のものでありますが、都市計画事業において歩道の拡幅を予定しておらず、既に計画区域内には住宅が建ち並び、水無瀬川を横断する大規模構造物が必要となることなどから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、清水木半坂線の全区間についても、都市計画を廃止しようとするものでございます。以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

## [公述人による公述]

**【議長（山田参事）】** それでは、只今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、壇上の公述人席までお越してください。それでは、ご準備できましたら、公述をよろしくお願いいたします。

(公述人登壇)

**【公述人】** それでは、北部大阪都市計画道路の変更につきまして、公述させていただきます。私は、Aと申します。本計画に関しましては、日常的に予定路線と並行する道路を通行しており、また、島本町に移住する際も本都市計画道路が存在するということを念頭において住居を購入しております。これから意見を述べさせていただきますが、発言につきましては私の全く個人の意見でありまして、所属会社、所属組織等とは関係ありませんし、もちろんやらせでもございません。まず、計画案につきまして意見を述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、本件変更の案につきましては基本的に賛成であると考えております。この見直しの議論の中でもありましたが、これから先、需要減の時代にありましては、過大な都市計画というのは将来の見通しを不明確にして、まちづくりにむしろ有害であると考えております。つまり、ここに広い都市計画道路が通るということを前提として、いつ着手されるか分からないような都市計画道路が存在することによって、まちづくりをある程度縛ってしまう危険性があります。

今回の道路もそうですが、いつまで経っても着手されない都市計画道路は、いつまで経っても4メートルにならない2項道路と同様、居住者に対して制約を非常に長い年月にわたって課すわりに、その都市計画があることによって、便益が居住者にないという問題があります。

また、先ほど見直しの理由にもありましたが、本件道路の沿道は概ね住宅地として一定の成熟を見ております。確かに広幅員の道路を整備することによって、地価が上がるとか車の通行が容易になるといった便益もありますが、それに伴いまして、今住まれている方は既存のコミュニティの破壊も伴います。

また、島本町内の道路は非常に狭いところが多くて通行する車は速度を落として通行しています。見通しも悪い箇所が多いので非常にゆっくりと歩行者優先で通行しているところがあります。これが広幅員の幅員12メートルの道路が整備されますと平均走行速度も上がりまして、歩道の拡幅を予定していないという話もありましたが、かえって危険になる場合もあると考えております。

また、現在のように、盆とかゴールデンウィークには名神高速道路がほぼ全区間にわたって渋滞しているような状況下ですと、国道171号線も全区間にわたって渋滞して、この際に、並行しております西国街道、西京高槻線のほうにカーナビ等で見た通過交通が流入してきまして、非常に車のすれ違いが困難な場所も多数あるので、この西国街道も麻痺状態に近いことになることが、度々あります。

特に、島本町と高槻市の境のあたりは車のすれ違いが困難な箇所が多数ありまして、非常に住民としては迷惑しています。都市計画道路が整備されますと、現状以上に通過交通がこの住宅地に流入することが想定されます。これらを考慮しますと、都市計画道路を現状のまま推進するということは住民にとりましても不利益のほうが大きく、本件変更につきましても基本的に賛成であると考えております。

2点目ですが、一方、見直しの要件の一つである代替機能が確保されていること、それから当該路線の固有の課題への対応ということにつきましては、本件区間の一部におきまして不適當であると考えております。

既存の西京高槻線及び府道734号線につきましては、道路幅員が非常に狭く歩道整備区間が一部にとどまるなど、歩行者にとっても自動車にとっても安全な空間であるとは、とても言えないと思います。

もちろん、全区間にわたりまして現在の道路構造令に適合するような歩道を付与するというのは、周辺が著しく宅地化しておりますので、非常に困難なことだと考えておりますが、だからといって、全区間にわたってそういったことをやらなくて良いということではなく、特に危険な場所、学校周辺とかそういった箇所につきましては、現状の道路より改善が必要であると、私は考えております。

当該路線の固有の課題や対応ということも当然、検討項目としてあつたはず

ですが、こちらにつきましては言及がありませんので、当該路線固有の課題ということで、どのような対応をされるのかお伺いしたいと考えております。

今までは漠然とした話でしたが、少し個別具体例を挙げさせていただきます。

府道734号線のJR交差部は、清水木半坂線の予定路線と重なっているわけですがけれども、東海道線の架道橋を挟みまして4差路となっておりまして、しかも平面線形・縦断線形が非常に厳しい状況で、水無瀬川沿いの堤防沿いの道路から東海道線をくぐるために、非常に急なカーブかつ勾配で下り、合流しています。このような非常に厳しい線形にもかかわらず歩道が前後で途切れておりまして、極めて危険な状況となっております。この交差点の北側には通学路が存在しまして、児童養護施設等から通学する通学生も非常にたくさん通行しておりますが、この通行する道路におきまして、児童等の滞留するスペースも少なく、非常に危険な状況であると考えます。

また、東海道線の架道橋につきましては、空頭制限が厳しく、大型車や消防車などは若山台のほうを通りまして、2キロメートル以上の大幅な迂回を強いられております。この東海道線架道橋の箇所に関しましては、幅員も狭く自動車のすれ違いが困難なことから、交互通行となっております。

島本町の方針によりますと、この清水木半坂線につきましては防災拠点へのアクセス機能を有しているが、水無瀬川沿いの町道や阪急京都線沿いの側道が代替機能を有していることから廃止となっておりますが、大型車や消防自動車などは2キロメートル以上迂回しないといけないという現状がありまして、とても代替機能が確保されているとは言えないと考えております。

また、島本町には水無瀬鶴ヶ池線以外、大型車がJRをまたいで川側から山側へ行ける道路がないという状況になっております。ですから、とても都市計画道路の代替機能が確保されているとは言えないと考えておりますが、こちらにつきましてはきちんと記述されたものはありません。

また、本件箇所を個別に改良すれば良いのではないかということですがけれども、JR東海道線の架道橋、それからすぐ横にJR東海道線の水無瀬川橋梁がありまして、こちらも含めて改修しないととても改良できない場所であると考えます。

こういった箇所につきましては用地取得をしたり、道路線形の変更を含めま

して、非常に大規模な事業で行われることになると思われませんが、こういった事業を町単独でやることは困難なので、こういった事業に関しては府が責任を持ってやっていただきたいと考えております。

このような箇所では、単に都市計画道路を全区間にわたって廃止しましたというのではなく、必要な代替整備の計画を策定した上で廃止していただきたいと考えております。

しかしながら、現状、島本町並びに大阪府から出ている資料等を拝見いたしましても、こういった代替機能が不十分である箇所につきましてどのような整備方針を行うのかということが、記載されておられません。そのため、そういった手続きが整備されていないことですから、速やかにこういった問題箇所、当該路線固有の課題につきましてどのように解決するのかという計画を策定していただきたいと考えております。

以上で公述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### **〔閉会〕**

**【議長】** ご意見ありがとうございました。以上で、公述の申出がございました公述人の発言はすべて終了いたしました。本日はお忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には、都市計画公聴会へお越しいただきありがとうございました。

これをもちまして、平成24年度第1回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。ありがとうございました。